

第14回大空町農業委員会総会議事録

令和3年8月26日 第14回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 上田英樹	4番 佐藤廣治	3番 森英章
5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司	7番 伊藤博幸
8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二	10番 福田重幸
11番 真鍋剛	13番 福田英信	14番 原本勝広
15番 遠藤哲也	16番 石原せつえ	17番 佐野一義
18番 渡辺誠	19番 高橋敬義	20番 佐久間仁
21番 仲西政克	22番 岡本シゲ子	24番 石田正俊

(2) 欠席者

1番 小川一浩	12番 増子昭雄	23番 丹羽真治
---------	----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透
主事補 河面 玲央

主幹 石川 大樹

主事 見延 洸太

第14回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第14回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、また急に温度が上がって暑い中、第14回総会に出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、委員の皆さんは事務局よりFAXによりご存じだとは思いますが、丹羽職務代理のご尊父様が25日にご逝去されましたので、この場をお借りしましてお悔やみ申し上げたいと思います。</p> <p>さて、新型コロナウイルスでございますが、オホーツク管内においては、北見・網走・遠軽では先週感染者が多いですが、他の町村では概ね収まっているのではないかと考えていたのですが、北海道として見ますと感染者数が増え続けていまして、北海道にも明日より9月12日まで緊急事態宣言が発令されることとなり、私共といたしましてもまた更に気を引き締めて、総会等のあり方もまたこれから考えていかなければならないのではないかと考えているところでございますので、もし何かありました時は皆さんのご協力の程を宜しくお願いいたします。</p> <p>さて、8月10日～11日に2ヶ月ぶりにまとまった雨が降りまして、ビート等芋等作物もなんとか持ち直したのではないかと考えております。</p> <p>また、これからは本格的に収穫作業等が始まり、皆さん忙しくなると思いますが、お体に気を付けて良い出来秋になる事をご祈念申し上げます、簡単でございますが開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>7月20日開催の第13回総会後の活動状況報告を、お手元に配布</p>

<p>石田会長</p>	<p>の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p> <p>ただ今より第14回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時34分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
<p>井上局長</p>	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。 丹羽職務代理、小川委員、増子委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計10件であります。 以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、21番仲西委員、2番上田委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。</p>
<p>石川主幹</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年8月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、貸主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>

石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。
石川主幹	【議案第1号利用権設定関係2番朗読】 この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。 図面については、2ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認 しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 石川主幹。
石川主幹	【議案第1号利用権設定関係3番朗読】 この件につきましては、本年、法人設立に伴いすでに自作地として作付けされている既存農地につきまして、引き続き法人へ移行し、賃貸借設定、使用貸借を行うというものでございます。そのため図面を省略しております。 なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。石川主幹。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係4番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面につきましては、3ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>石川主幹。</p>
石川主幹	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番から 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番から 4 番について採決しま</p> <p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に</p> <p>よる農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>石川主幹。</p>
石川主幹	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による</p> <p>農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18</p> <p>条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利</p> <p>用集積計画について、議決を求める。令和 3 年 8 月 26 日提出 大空</p> <p>町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 3 号利用権設定関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、農地保有合理化事業に伴う案件で現在賃貸</p> <p>借をおこなっておりましたが、本年度の法人設立に伴いまして、引き</p> <p>続き公社において借主の名義を変更手続きを行い、賃貸借再設定を行</p> <p>うというものでございます。そのため図面を省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、事務局の説明を求めます。 石川主幹。
石川主幹	議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和3年8月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第4号1番朗読】 この件については、7月23日に第1地区の農業委員さんに現地調査いただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、7ページに掲載してございますのでご参照願います。 以上でございます。
石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、7月23日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより議案第4号1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 石川主幹。
石川主幹	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和3年8月2 6日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上でございます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後2時12分)